旅券法施行令及び出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する政令について

令 和 ８ 年 ５ 月
外務省領事局旅券課

１　改正の概要

（１）旅券法施行令の一部改正

国内及び国外における手数料の額及び納付方法に係る規定の整備等を行った。

（２）出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正

難民旅行証明書の交付に係る手数料の額を改定した。

２　改正の理由

（１）旅券法施行令の一部改正

旅券法の一部を改正する法律（令和８年法律第１９号）の施行により、一般旅券の発給等の申請をする者に係る手数料の額等を定める必要があるため。

（２）出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正

上記（１）により一般旅券の発給等の申請をする者に係る手数料の額が改定されることに伴い、難民旅行証明書の交付に係る手数料の額を改定する必要があるため。

（了）